

石巻市官製談合再発防止対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）に違反した容疑で逮捕された事件（以下「官製談合事件」という。）を受け、その発生に至った行政課題の抽出及び再発を防止するための対策について検討を行うため、石巻市官製談合再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 官製談合事件発生に至った事実関係や職場実態等の検証
- (2) 前号の検証に基づく課題の抽出と再発防止の検討
- (3) その他再発防止策の策定に必要な事項の調査及び研究

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は総務部長をもって充て、副委員長は復興企画部長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会事務局長、総務部次長及び工事検査課長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員及び有識者の出席を求めて説明又は意見を聞き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は策定した再発防止策等について、第三者及び関係機関に意見を求めることができる。

(報告)

第6条 委員会は第2条に規定する事務を完了したときは、市長にその結果を報告しなければならない。

(幹事会)

第7条 委員会の会議に付議すべき事項をあらかじめ調査及び検討し、委員会を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事会の幹事長は、総務部次長をもって充てる。
- 4 幹事会の副幹事長は、復興企画部次長及び建設部次長をもって充てる。

- 5 幹事会の幹事は、総務部総務課長、同部総務課法制企画官、同部人事課長、同部財政課長、同部管財課長、復興企画部復興推進課長、産業部水産課長、同部農林課長、建設部都市計画課長、同部道路課長、同部建築課長、同部下水道管理課長、同部下水道建設課長、病院局事務部病院管理課長、教育委員会学校管理課長をもって充てる。
- 6 前項に規定する者のほか、必要に応じて総合支所に所属する職員の中から総合支所長が指名した者をもって幹事に充てることができる。
- 7 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月22日から施行する。